

○宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター運営委員会規程

平成 23 年 5 月 31 日
制 定

改正 平成 24 年 4 月 1 日 平成 25 年 10 月 8 日
平成 28 年 1 月 12 日 令和 3 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター規程第 3 条第 3 項に基づき、宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境・エネルギー工学研究センター（以下「センター」という。）の運営方針に関する事
- (2) センターの中長期計画に関する事
- (3) センターの年度計画に関する事
- (4) センターの点検・評価の実施に関する事
- (5) その他センターの運営に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各プログラムから選出された教員 各 1 人

(任期)

第 4 条 運営委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 委員に事故があるときは、代理人を出席させることができる。
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席者)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 31 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。